

小山工業高等専門学校国際交流センター規則

制 定 平成 29 年 12 月 13 日

最終改正 令和 3 年 2 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、本校国際交流センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、国際交流を推進するため、海外の機関との交流、学生の国際交流及び外国人留学生の受入等の促進・支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 海外の機関との交流に関すること。
- 二 留学生に関すること。
- 三 学生の国際交流、留学、海外語学研修に関すること。
- 四 その他国際交流に関すること。

(組織)

第 4 条 センターに、センター長、副センター長及び次に掲げるセンター員を置く。

- 一 教務主事補、学生主事補、寮務主事補 各 1 名
- 二 専攻科委員会から 1 名
- 三 各学科及び一般科から各 1 名
ただし、第一号及び第二号に掲げる者が属する学科及び一般科を除く。
- 四 総務課長及び学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第 5 条 センター長は、本校専任教員のうちから校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、本校の専任教員（准教授以上）のうちから校長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。
- 3 センター長に事故あるときは、副センター長のうちからあらかじめセンター長の指名した者が、その業務を代行する。
- 4 副センター長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室)

第 7 条 センターに次に掲げる室を置く。

一 国際交流室

二 留学生室

2 前項に定める室に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターに関する次に掲げる重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

一 センターの管理運営に関する重要事項

二 グローバル教育・国際交流の方針（グローバル教育推進委員会の所掌に属するものを除く。）に関する事項

三 センターに置かれた各室間の連携及び調整を要する事項

四 組織及び施設・予算に関する事項

五 その他国際交流に関する重要事項

(組織)

第9条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 各室の副室長

四 総務課長及び学生課長

五 本校の専任教員のうちから、校長が必要と認めた者

(運営委員会委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副センター長がその職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第11条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、別に定める事項を除き、出席者の過半数をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センター及び国際交流室に関する事務は、総務課において行い、留学生室に関する事務は、学生課において行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校国際交流推進室規程（平成27年11月11日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。